

改正

平成20年2月26日教委規則第2号
平成21年4月24日教委規則第2号
平成26年3月27日教委規則第3号
平成27年3月26日教委規則第10号
平成31年2月14日教委規則第1号
令和4年1月26日教委規則第4号

岸和田市総合体育館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市総合体育館条例（平成19年条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の区分等)

第2条 条例第4条第1項の規定による岸和田市総合体育館（以下「総合体育館」という。）の使用の許可は、専用使用（会議室等の使用及び総合体育館に附属する設備、備品等の使用を含む。以下同じ。）及び共用使用に区分して行うものとする。

2 教育委員会（条例第13条第1項の規定により総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者とし、以下「管理者」という。）は、総合体育館を有効に利用するための施設の利用計画を定めるものとし、当該計画に支障がない場合に限り総合体育館の使用の許可を行うものとする。

(専用使用の許可)

第3条 総合体育館を専用使用しようとする場合の許可の申請は、岸和田市総合体育館専用使用許可申請書（様式第1号）を提出することにより行わなければならない。この場合において、使用申請の期間等については、別表に定めるところによるものとする。

(共用使用の許可)

第4条 総合体育館を共用使用しようとする場合は、共用使用券の交付をもって条例第4条第1項の規定による申請及び許可があったものとみなす。

(スポーツ・健康教室その他の講座の受講に係る使用許可)

第4条の2 条例別表第3項に規定するスポーツ・健康教室その他の講座（以下「講座」という。）を受講しようとする場合の申請及び許可の方法は、受講者を募集する際にその都度定める。

(使用者の遵守事項)

第5条 総合体育館の利用者（条例第4条第1項の規定による許可を受けて総合体育館を使用するものという。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 条例、規則又はこれに基づく係員の指示に従うこと。
- (2) 総合体育館内外の秩序を保つため必要があるときは、整理員を置くこと。
- (3) 使用中に生じた事故は、すべて使用者の責任において処理すること。

(総合体育館内の禁止行為)

第6条 総合体育館内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定する場所以外での飲食、喫煙及び火気を使用すること。
- (2) 許可を得ないで、看板、ポスター等の掲示その他の広告又は物品の販売をすること。
- (3) 危険物の持ち込み、又は動物を連れて入館すること。
- (4) 騒音、暴力等による他人に迷惑行為をすること。
- (5) その他管理上必要な指示に反する行為をすること。

(入館の制限)

第7条 管理者は、前条の規定に違反する者に対して総合体育館への入館を拒否し、又は総合体育館からの退去を命ずることができる。

(使用料)

第8条 条例第7条に規定による使用料の前納の時期は、使用許可を受けたときとする。

(使用料の後納)

第9条 条例第7条ただし書に規定する教育委員会が特に認める場合とは、岸和田市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）を利用して総合体育館を専用使用する場合であって、預金口座振

替によるときとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第8条第1項の規定による特別の理由があると認めるときとは、次の各号に掲げる場合とし、免除又は減額の基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本市又は本市の機関が主催する事業を行う場合 免除
 - (2) その他管理者が特に必要と認めた場合 免除又は管理者が別に定める額を減額
- 2 前項の使用料（条例第13条第1項の規定により総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、利用料金とする。以下同じ。）の減免措置を受けようとするものは、岸和田市総合体育館使用料減免申請書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第8条第2項の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 管理者の都合により総合体育館の使用を禁止し、又は制限した場合は、使用の禁止又は制限に係る部分について全額を還付する。
 - (2) 条例第6条の規定により使用の許可を取り消し、又は中止を命じた場合は、使用許可の取消し又は中止の命令に係る部分について全額を還付する。
 - (3) 専用使用料について、使用日の22日前までに自己の都合により使用許可の取消しを申し出た場合は、全額を還付する。
 - (4) 専用使用料について、使用日の21日前から2日前までの間に自己の都合により使用許可の取消しを申し出た場合は、半額を還付する。
 - (5) 条例別表第1項第5号に規定する設備、備品等の使用料について、使用許可の取消しを申し出た場合は、全額を還付する。
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、次の各号に定める区分により岸和田市総合体育館使用料還付申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。
- (1) 前項第1号、第2号又は第5号に該当する場合は、使用することとなっていた日から起算して10日後に当たる日までに申請しなければならない。
 - (2) 前項第3号及び第4号に該当する場合は、使用許可の取消しを申し出た日に申請しなければならない。

(予約システムによる取消しの場合の使用料)

第12条 予約システムに総合体育館の専用使用許可申請内容を記録したものが自ら当該予約内容を取り消した場合の使用料の額は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 使用期日の21日前から2日前までの間に取り消した場合 使用料の半額
- (2) 使用期日の前日又は当日に取り消した場合 使用料の全額

(特別の設備の設置許可の申請)

第13条 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする使用者は、岸和田市総合体育館特別設備設置許可申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

(損害賠償の額)

第14条 条例第12条の規定による損害賠償の額は、汚損し、若しくは損傷し、又は滅失した施設若しくは附属設備又は備品の復元に要した実費とする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に岸和田市都市公園条例施行規則（平成8年規則第37号）の規定により提出されている総合体育館の使用の許可に係る申請書その他の書類でこの規則に相当の規定があるものは、この規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成20年2月26日教委規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月24日教委規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に岸和田市教育委員会規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成26年3月27日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に岸和田市教育委員会規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成27年3月26日教委規則第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月14日教委規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月26日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年2月1日より施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にされた専用使用に係る申請であって、この規則による改正前の岸和田市総合体育館条例施行規則（以下「旧規則」という。）第3条第2項の規定の適用があるものに対する旧規則第9条及び第12条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

別表 (第3条関係)

1 抽選の方法により使用者を決定する施設とその申請期間

施設名	抽選申込み期間	抽選日	抽選当選者使用申請期間	空き施設使用申請期間
メインアリーナ、サブアリーナ又は武道場を使用する場合	使用日の属する月の3箇月前の10日～19日	使用日の属する月の3箇月前の20日	使用日の属する月の3箇月前の21日～28日	使用日の属する月の2箇月前の1日から使用当日まで

2 使用申込みの先着順で使用者を決定する施設とその申請期間

施設名		使用申請期間
弓道場		使用日の属する月の2箇月前の1日から使用当日まで
多目的室 会議室 応接室 チケット売場 控室	メインアリーナ、サブアリーナ又は武道場と併せて使用する場合	メインアリーナ、サブアリーナ又は武道場の使用申請時から使用当日まで
	上記以外の場合	使用日の属する月の2箇月前の1日から使用当日まで

岸和田市総合体育館専用使用許可申請書

年 月 日

（岸和田市教育委員会）
（指 定 管 理 者） 様

申請者住所
団 体 名
申請者氏名
電 話

下記のとおり岸和田市総合体育館を専用使用したいので、岸和田市総合体育館条例施行規則第 3 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

使 用 日 時	年 月 日 （ ） 時～ 時			
使 用 目 的				
使 用 予 定 人 員	人			
使 用 区 分	メインアリーナ（北・中・南）・サブアリーナ 武道場（A・B）・弓道場・多目的室・チケット売場 会議室（１・２）・応接室・控室（１・２）			
有料入場予定人員・入場料の額	人 円			
冷 暖 房 設 備 の 使 用	要 （ 時 ～ 時 ） ・ 否			
使用する設備、備品等の 種 類 ・ 数 量	種 類	数 量	種 類	数 量
〔使用料〕 〔利用料金〕	専 用 施 設	円		
	冷暖房設備	円	設備・備品等	円
	合 計	円		

領 収 控

岸和田市総合体育館（使用料・利用料金）減免申請書

年 月 日

（岸和田市教育委員会）
（指 定 管 理 者） 様

申請者住所
団 体 名
申請者氏名
電 話

（使用料・利用料金）の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 施 設	
使 用 の 目 的	
使 用 の 日 時	
主 催 、 共 催 、 後 援 団 体 名	
備 考	

岸和田市総合体育館（使用料・利用料金）還付申請書

年 月 日

（岸和田市教育委員会）
（指 定 管 理 者） 様

申請者住所
団 体 名
申請者氏名
電 話

（使用料・利用料金）の還付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 施 設	
使 用 許 可 日	
使 用 中 止 理 由	
（使用料・利用料金） 納 付 額	円
還 付 率	%
還 付 申 請 額	円
備 考	

岸和田市総合体育館特別設備設置許可申請書

年 月 日

（岸和田市教育委員会）
（指 定 管 理 者） 様

申請者住所
団 体 名
申請者氏名
電 話

岸和田市総合体育館の使用に関し、次のとおり特別の設備を設置したいので岸和田市総合体育館条例及び同施行規則の規定に基づき申請します。

記

設 置 日 時	年 月 日（ ） 時～ 年 月 日（ ） 時
設 置 場 所	
設 置 す る 設 備 の 概 要	
設 置 及 び 撤 去 の 方 法	

※ 設置する設備の概要並びに設置及び撤去の方法についてこの用紙に記載しきれない場合は、別紙に記載のうえ提出してください。また、設備の概要等について図面、写真等を添付していただく場合があります。